

島根労働局発表
平成25年9月30日

担当 島根労働局雇用均等室
室長 岡村宏行
室長補佐 津森美紀
TEL 0852-31-1161

平成25年度「均等・両立推進企業表彰」受賞企業決定 島根労働局長優良賞「株式会社山陰合同銀行」

島根労働局管内においては、平成18年度以来、7年ぶりの表彰

～ 表彰式は、10月21日（月）に島根労働局にて開催～

島根労働局（局長 坪田一雄）は、平成25年度「均等・両立推進企業表彰（ファミリー・フレンドリー企業部門）」島根労働局長優良賞の受賞企業として、株式会社山陰合同銀行を決定しました。

「均等・両立推進企業表彰」は、女性の能力を発揮させるための積極的取組（ポジティブ・アクション）や、仕事と育児・介護との両立を支援する取組を行い、他の模範となるような企業を表彰する制度（資料1）で、平成11年度から毎年実施していますが、島根労働局管内においては、平成18年度以来、7年ぶりに表彰することとなりました。

株式会社山陰合同銀行は、仕事と育児・介護との両立支援のための取組を積極的に推進し、成果が上がっていることから表彰するものです。

〈主な表彰理由〉

（詳細は、別紙 1）

1 両立支援施策の充実について、経営の基本方針に掲げ、取り組んでいること

経営の基本方針（中期経営計画）に経営基盤強化策の一つとして両立支援施策の充実を掲げ、さまざまな機会を捉えて社内外に本方針を発信し、取り組んでいる。

2 仕事と育児・介護を両立しながら働き続けやすい企業風土を醸成していること

- ① 「ゆとり創造委員会」の設置及び活動等により、ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた気運を醸成し、職場環境の改善に取り組んでいる。
- ② 人事部に専門スタッフを配置し、制度利用者や管理職に対する支援を組織的、体系的に行うことで、仕事と育児・介護を両立しながら働き続けやすくなるよう社内環境を整備している。

3 両立支援のための制度を充実させ、取得者・利用者が増加していること

- ① 3歳（法定では1歳）に達するまで取得可能な育児休業制度、小学校3年生修了前まで利用可能な育児短時間勤務制度（法定では3歳未満まで）や子の看護休暇制度（法定では小学校就学前まで）、対象家族1人につき通算365日（法定では93日）まで取得可能な介護休業制度等、法を上回る制度を導入し、利用されている。
- ② 子どもが満1歳を超える日から3歳になる前までの間の育児休業については、**育児休業補助金**を支給することにより育児支援を行っている。
- ③ 過去3年間で、**男性の育児休業取得者あり**。出産した**女性の育児休業取得率100%**。

（法定の制度については、資料 3）

〈表彰式〉

10月21日（月）14：00から島根労働局長室（松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階）で行います。

(添付資料)

- 別紙1 株式会社山陰合同銀行の取組状況
- 資料1 「均等・両立推進企業表彰」実施要領
- 資料2 平成25年度までの島根労働局長賞受賞企業一覧（省略）
- 資料3 男女雇用機会均等法 育児・介護休業法のあらまし（省略）

平成25年度「均等・両立推進企業表彰」受賞企業

ファミリー・フレンドリー企業部門 島根労働局長優良賞

株式会社 山陰合同銀行

所在地:島根県松江市 業種:金融業 従業員数:2,920人

両立支援施策の充実を重点施策の一つとして位置づけた経営の基本方針のもと、仕事と家庭を両立しながら働き続けやすい企業風土の醸成や各種制度の充実に取り組んでいる。

各種制度の充実度が高く、利用実績も増加傾向にあるが、さらに、休業取得者についてスムーズな復職が図れるよう労働者や管理職等に対する情報提供等が細やかに行われる等の環境整備が行われている。

1 両立支援に関する基本方針

- ◇ 仕事と家庭の両面を充実させることにより従業員が働きがいを実感し、希望を持てる組織を作ることが、経営基盤の強化につながるとして両立支援施策の充実を**経営の基本方針(中期経営計画)**に掲げ取り組んでいる。
- ◇ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん）を平成24年度に取得。

2 仕事と育児・介護を両立しながら働き続けやすい企業風土の醸成（社内環境の整備）

- ◇ 「ゆとり創造委員会」を本部並びに各部店に設置する等、ワーク・ライフ・バランス促進に向けた気運醸成や労働者の多様なニーズを把握し職場環境の改善に取り組んでいる。
- ◇ 行内誌や人事部 NEWS「こっころカンパニー」（両立支援に関する広報紙）を作成し、仕事と育児・介護を両立しやすい企業風土の醸成に努めている。
- ◇ 人事部に専門スタッフを配置し、制度利用者や管理職に向け両立支援施策や心構えをまとめた資料を作成しインターネットによる提供、育児休業者が情報交換できるスマイルママミーティングの実施、休業中の職務能力維持やスムースな職場復帰のための情報及び教育訓練機会の提供、代替要員の確保など妊娠・出産者や育児休業者及び管理職等に対する支援を組織的、体系的に行うことで、労働者は安心して制度が利用でき、管理職や同僚が支援しやすい職場環境を作っている。

3 法を上回る両立支援制度の導入

◇ 育児休業制度

- ・ 制度：**子が3歳に達するまで**取得可。 （法定は原則1歳に達するまで）
- ・ 利用状況：過去3年間に男性1名取得。女性90名取得。出産者に占める育児休業取得率は100%。復職予定者の復職率は96.8%。
過去3年間に法定（原則1歳）以上の休業制度については102名取得。
- ・ 子どもが満1歳を超える日から3歳になる前までの間の育児休業について、雇用保険の育児休業給付の支給対象期間は除き、月額5万円の**「育児休業補助金」**を支給。利用者98名。

◇ 介護休業制度

- ・ 制度：対象家族 1 人につき通算 365 日まで取得可（介護短時間勤務利用日数を含む）。（法定は対象家族 1 人につき 93 日）
- ・ 利用状況：過去 3 年間に女性 6 名。復職予定者の復職率は 100 %。

◇ 勤務時間短縮等の措置

〔育児のための制度〕

育児短時間勤務制度：子が小学校3年生修了前まで取得可。 （法定は 3 歳未満）

利用状況：過去 3 年間に女性 55 名。利用は増加傾向。

〔介護のための制度〕

介護短時間勤務制度：対象家族1人につき通算365日まで取得可（介護休業取得日数を含む）。（法定は対象家族 1 人につき 93 日）

利用状況：過去 3 年間に女性 6 名。

◇ 子の看護休暇制度、育児のための時間外労働及び深夜業の制限制度は、子が小学校 3 年生修了前まで取得可。（法定は小学校就学前）

4 その他の制度

失効年次有給休暇を積立特別休暇とする制度を設け、子の看護休暇や介護休暇を要する場合に利用可能としている。

5 取組の結果

過去 3 年間の制度利用状況については、既に記載のとおり。

出産前の退職者数はこの 3 年間で年平均 6 人にとどまり、女性の勤続年数は伸びている。育児休業から復職後に役職者に登用された者もあり。

「均等・両立推進企業表彰」実施要領

1 趣旨・目的

我が国では、男女ともにそれぞれの職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境を整備することが求められている。このためには、企業が「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」のそれについて、その相乗効果を生かしつつ、推進することが必要である。

このため、「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」又は「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範ともいるべき取組を推進している企業を表彰し、これを広く国民に周知することにより、上記のような職場環境の整備の促進に資する。

2 表彰の種類

(1) 均等・両立推進企業表彰

厚生労働大臣最優良賞

(2) 均等推進企業部門

厚生労働大臣優良賞

都道府県労働局長優良賞

都道府県労働局長奨励賞

(3) ファミリー・フレンドリー企業部門

厚生労働大臣優良賞

都道府県労働局長優良賞

都道府県労働局長奨励賞

3 表彰の対象

(1) 均等・両立推進企業表彰

厚生労働大臣最優良賞

男女ともにそれぞれの職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境を整備する企業として、特に他の模範ともいるべき取組を推進し、その成果が顕著である企業

(2) 均等推進企業部門

ア 厚生労働大臣優良賞

女性の能力発揮を促進するために、他の模範ともいるべき取組を推進し、その成果が認められる企業

イ 都道府県労働局長優良賞

地域において、女性の能力発揮を促進するために、他の模範ともいるべき取組を推進している企業

ウ 都道府県労働局長奨励賞

地域において、女性の能力発揮を促進するための取組を推進していると認められる企業

(3) ファミリー・フレンドリー企業部門

ア 厚生労働大臣優良賞

仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような他の模範ともいるべき取組を推進し、その成果が認められる企業

イ 都道府県労働局長優良賞

地域において、仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような他の模範ともいるべき取組を推進している企業

ウ 都道府県労働局長奨励賞

地域において、仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を推進していると認められる企業

4 募集及び応募

(1) 募集は年1回、公募により行うものとし、対象は、別紙1「均等・両立推進企業表彰基準」(以下「表彰基準」という。)を満たす企業とする。

(2) ファクシミリ又は郵送にて送付された応募用紙は、各都道府県労働局雇用均等室において受け付ける。なお、応募は電子申請でも受け付ける。

5 選考及び決定の方法

(1) 応募書類の審査を行った後、都道府県労働局雇用均等室が、取組内容等の詳細についてのヒアリングを実施する。

(2) 都道府県労働局長は、ヒアリング結果を基に、表彰基準を満たす企業の中から、都道府県労働局長賞の受賞企業及び厚生労働大臣賞の候補企業を決定し、厚生労働大臣に対し、厚生労働大臣賞候補企業の推薦を行う。

(3) 厚生労働大臣は、推薦された企業の中から、厚生労働大臣最優良賞及び厚生労働大臣優良賞の受賞企業を決定する。

6 その他

(1) 実施要領、表彰基準及び応募用紙は厚生労働省ホームページに掲載する。

(2) 選考結果は、都道府県労働局雇用均等室が応募企業に通知する。

(3) 受賞企業には、毎年10月に表彰状の授与等を行う。